

川崎市人権尊重教育推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立学校における人権尊重教育の深化を図り、子ども一人ひとりが尊重され、心豊かに共に生きる社会の形成者の一人として成長する教育活動を支援するため、川崎市人権尊重教育推進会議（以下「人権推進会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 人権推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 人権推進会議に、別表付表に掲げる者をもって構成する幹事会を置く。

(事業)

第3条 人権推進会議は、次の事業を行う。

- (1) 人権尊重教育を支援するための情報収集及び調査研究
- (2) 人権尊重教育を支援するための情報及び資料の提供
- (3) 人権尊重教育活動の成果のまとめ
- (4) 人権尊重教育を推進する学校関係の研究会等との相互協力
- (5) その他第1条に定める設置目的を達成するための事業

(議長等)

第4条 人権推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、各1名とし、人権推進会議構成員の互選により選任する。

(会議)

第5条 議長は、人権推進会議の会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長の職務を補佐し、議長に事故あるときは議長の職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 人権推進会議は、必要と認めるときは、人権尊重教育に関する専門家等の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事業事務)

第7条 幹事会は、第3条第1項及び第3項に掲げる事業に係る事務並びに人権推進会議の経常的事務を処理する。

(庶務)

第8条 人権推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育政策室人権・多文化共生教育において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めのない事項については、議長が人権推進会議の会議に諮り定める。

付 則

- ・この要綱は、平成6年7月18日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成8年4月3日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成9年6月17日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成10年6月15日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成13年5月28日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成26年5月15日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成27年5月29日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成28年5月17日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成29年5月16日から施行する。
- ・この改正要綱は、令和元年5月15日から施行する。
- ・この改正要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係） 人権尊重教育推進会議構成員

- (1)川崎市教育委員会事務局教育政策室 室長
- (2)川崎市教育委員会事務局教育政策室人権・多文化共生教育担当課長
- (3)川崎市立小学校長会長
- (4)川崎市立中学校長会長
- (5)川崎市立高等学校長会長
- (6)川崎市特別支援学校長会長
- (7)川崎市教職員組合書記長
- (8)川崎市公立学校管理職組合副委員長
- (9)川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課長
- (10)川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長
- (11)川崎市教育委員会事務局学校教育部区・教育担当担当課長
- (12)川崎市教育委員会事務局生涯学習推進課長
- (13)川崎市総合教育センターカリキュラムセンター室長
- (14)川崎市総合教育センター教育相談センター室長
- (15)こども未来局保育事業部担当課長
- (16)市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当担当課長
- (17)川崎市PTA連絡協議会事務局長

別表付表（第2条第2項関係）人権尊重教育推進会議幹事会構成員

- (1)川崎市教職員組合教文部長
- (2)川崎市教育委員会事務局生涯学習推進課振興係長
- (3)川崎市教育委員会事務局学校教育部指導主事
- (4)川崎市教育委員会事務局教育政策室担当係長（人権・多文化共生教育）
- (5)川崎市教育委員会事務局教育政策室指導主事（人権・多文化共生教育）
- (6)川崎市総合教育センター指導主事（教育相談）
- (7)川崎市総合教育センター指導主事（カリキュラム）